

市民後見人養成テキストの改訂 及び 市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業 報告書

令和 6(2024)年3月



特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構

はじめに

本書は、令和5年度老人保健健康増進等事業「市民後見人養成テキストの改訂 及び 市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業」の報告書です。

本調査研究事業では、昨年度に見直しが行われた「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（2013年3月改定）に準拠した、『市民後見人養成テキスト』の改訂と、こちらも昨年度行われた市民後見人養成研修修了後の活動状況を調べる「市民後見人活躍状況調査」の結果を踏まえた活躍推進策の検討を行いました。

それぞれ、第1部に『市民後見人養成テキスト』改訂についての概要、第2部に活躍推進策の検討の内容をまとめました。

本調査研究の報告書につきましては、地域共生政策自治体連携機構のホームページ※からダウンロードください。

2024年3月

『市民後見人養成テキスト』改訂
及び 活躍推進に関する研究会

※特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構HPの
≫≫ 団体概要 ≫≫ 調査報告コーナー に掲載

<https://jichitai-unit.ne.jp/network/group-overview.html>



目 次

第1部 『市民後見人養成テキスト』の改訂

1. 『市民後見人養成テキスト』改訂の経過…………… 4
2. 『市民後見人養成テキスト』の扱い、活用 …………… 5

第2部 市民後見人養成研修修了者の活躍推進策の検討

1. 市民後見人養成研修修了者の活躍推進策の検討…………… 10
2. 今後の検討の視点 …………… 18

参考資料

- 市民後見人養成のための基本カリキュラム …………… 20
- 研究会資料 …………… 22
- 『市民後見人養成テキスト』送付状/研修案内 …………… 37
- 『市民後見人養成テキスト』改訂 及び 活躍推進に関する研究会 …… 42
構成メンバー

第Ⅰ部
『市民後見人養成テキスト』
の改訂

1

『市民後見人養成テキスト』改訂の経過

【『市民後見人養成テキスト』改訂の経緯】

- ❖ 本調査研究事業の第一ミッションとして、令和4年度に見直しが行われた「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（2013年3月改定）に準拠した、『市民後見人養成テキスト』の改訂を行いました。
- ❖ もともと、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（以下、「基本カリキュラム」）は、平成23年介護保険法改正（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成24年4月1日施行）において、老人福祉法32条の2（後見等に係る体制の整備等）が新設されるにあたり策定されたものです。
- ❖ 翌平成24年度に、「基本カリキュラム」に準拠した『市民後見人養成テキスト』が作成され、以後、3年毎の介護報酬改定の年に合わせて、その翌年に制度の新設や変更などの見直しを反映した改訂が行われてきています。
- ❖ 今般の改訂は、昨年度行われた約10年ぶりの「基本カリキュラム」の見直しの内容を反映したものとなります。

【『市民後見人養成テキスト』改訂の経過】

- ❖ 見直しが行われた「基本カリキュラム」に合わせ、これまでカリキュラムになかった新設科目については、新たに該当科目に最も相応しい著者に原稿を依頼しました。既存の原稿部分については、原著者に改訂を依頼しました。
- ❖ また、当時事務局が作成した原稿部分や原著者がお亡くなりになっている一部の原稿や、テキストの別冊『家族法の基礎』『財産法の基礎』については、東京大学市民後見人養成講座を行う、地域後見推進プロジェクトの方々に改訂を依頼しました。
- ❖ その詳細につきましては、参考資料に掲載した研究会資料（「誰に」「何を」頼んだか）を参照ください。

2

『市民後見人養成テキスト』の扱い、活用

【改訂した『市民後見人養成テキスト』】

❖ 今般の改訂で作成したのは、次の3冊です。



A4判・並製・表紙4C・本文1C・548頁



A4判・並製・表紙4C・本文1C・72頁



A4判・並製・表紙4C・本文1C・68頁

【作成した『市民後見人養成テキスト』の扱い】

❖作成した『市民後見人養成テキスト』については、周知と今後の活用を図るために、すべての市町村、都道府県に献本送付しています。

※『別冊』を除く。

❖また、当法人のホームページに全冊、各章ごとの電子媒体をアップロードし、市町村、都道府県の担当者が、必要に応じてダウンロード※できるようにしています。

たとえば研修を行う講師が、自分が担当する章部分だけの印刷物が必要といった用向きに、担当者が適宜お使いいただく便宜を考えてのものです。



The screenshot shows the website interface for downloading the 'Citizen Guardian Training Textbook'. The main heading is '市民後見人養成テキストダウンロード'. Below it, there is a section titled 'ダウンロードファイル一覧'. Under this section, there is a sub-heading '市民後見人養成テキスト(2024年.03改訂)'. The page lists several download options, including the full text and individual chapters. A red arrow points to a green button labeled '市民後見人養成テキスト' with the text 'Click!!' below it.

※ダウンロードにはIDとパスワードが必要になります。

ご入用の場合は当法人（TEL:03-3266-1651 もしくは E-mail: c2p@network.email.ne.jp）までお問合せください。

❖なお、研修などで紙媒体をお使いになりたいという用向きのために、数に限りはありますが冊子のご用意もございます。

※ご入用の場合は当法人（連絡先上記）までお問合せください。

【『市民後見人養成テキスト』の活用】

❖ 『市民後見人養成テキスト』は、名称こそ「市民後見人」とついでいますが、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員、家族として成年後見制度を学びたい人など、市民の立場で地域の権利擁護に関わるすべての人を対象としています。

❖ こうした趣旨の周知のため、『市民後見人養成テキスト』改訂の機にあわせて、令和6年度において「基本カリキュラム」やテキストの活用の仕方を学ぶ研修会※を企画しています。

※令和5年度老人保健健康増進等事業対象外の取り組みです。

※参考資料をご参照ください。

❖ 参考までに、昨年度報告において提言されている、研修カリキュラム作成や研修を実施するにあたっての「留意事項」を掲出しておきます。

詳しくは、『市民後見人養成研修カリキュラム 及び 市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業 報告書』(令和4年度老人保健健康増進等事業)をご参照ください。





先述の通り、「基本カリキュラム」は実際に研修を行う市町村等の便宜を考慮して、市民後見人等を養成するために「最低限これが必要」と思われる科目等を「基本」として示したものです。



以下、研究会で委員のみなさんからいただいた、研修カリキュラム作成等にあたって、踏まえていただきたい留意事項をまとめました。ご参考にしてください。

1

どのような人材を育成したいのかを明確にする。 それを受講者に伝える。

研修を主催する側が、まずどのような地域の権利擁護支援の人材を育成したいのかのビジョンを明確にして受講者に伝えなければ、受講する側も先の活動を見越せません。受講意欲も削がれてしまいます。

2

受講者の意向を聞く

今回の調査でも、研修を実施する多くの市町村等が、研修の節目々でテストや面接を行い、受講者の意向の確認や、当該地域の権利擁護支援の人材としての適性を見極める段階を設けていることがわかっています。

研修終了後の「登録」にあっても、

まず権利擁護サポーター等のボランティア登録をして、一定程度の活動をしていただいてから、

市民後見人のバンク登録に進むという、2段階の登録の仕組みを設けているところもあります。

受講者や研修修了者の意向を聞く段階を設けて、それを事前に受講者にお伝えしておくことが重要です。

3

研修受講後の活動の仕組みとセットで考える

市民後見人の養成研修を受講される方の多くが、市民後見以外の、さまざまな地域での活動に関わっています。いまは地域での活動に関わってなくても、研修修了者の約7割の方が「地域での活動意向がある」と答えています。

そうした意向を無駄にしないためにも、地域での活動に関わる仕組みと、

そのための人材育成である研修とをセットで考えることが重要です。

4

研修終了後のアフターフォローも明確に伝える

研修を実施する多くの市町村等では、

モチベーションの維持やスキルアップのためにフォローアップ研修を行っています。

また、研修終了後なかなか活動に結びつくことができない方々等が集まって

「市民後見人カフェ」（研修修了者の連絡会、勉強会組織）を開催しているところもあります。

研修修了者の活動意欲を維持向上させる取組も重要です。

5

「地域の権利擁護意識の醸成」を意識した研修を

多くの研修修了者が、研修を受講したことで「地域をみる目が変わった」

「自分事として考えるようになった」と答えています。

そうした市民がひとりでも増えることが、地域の権利擁護意識の醸成に役立っています。

そうした効果があることを自覚して、研修を行っていただきたいと思えます。

第2部

市民後見人養成研修修了者の活躍推進策の 検討

1

市民後見人養成研修修了者の活躍推進策の検討

【現状】

❖国の調査によると、2023年4月1日時点の市民後見人養成研修の修了者の累計人数は21,476人です。このうちバンク登録を行ったのは8,446人、全体の約4割です。コロナ禍を経て、登録者の割合は微減傾向です。

❖成年後見人等として家庭裁判所から受任を受けている者は1,716人で、全体の1割弱という状況が続いており、こちらの割合も微減傾向です。

❖これを受任件数ベースで見ると1,833人で、単純計算で市民後見人1人が成年被後見人等1人を担当していることになります。

市民後見人の養成者数、登録者数受任者数及び受任件数 ※（ ）内は、養成者数に占める割合

養成者数、登録者数、受任者数


	令和4年 4月1日 時点	令和3年 4月1日 時点	令和2年 4月1日 時点	平成31年 4月1日 時点	平成29 年度末 時点
養成者数	21,476	18,004	16,923	16,003	14,140
登録者数	8,446 (39.3%)	6,853 (38.1%)	6,817 (40.3%)	6,999 (43.7%)	6,199 (43.8%)
成年後見人等の 受任者数	1,716 (8.0%)	1,577 (8.8%)	1,541 (9.1%)	1,430 (8.9%)	1,379 (9.7%)

受任件数

	令和4年 4月1日 時点	令和3年 4月1日 時点	令和2年 4月1日 時点	平成31年 4月1日 時点	平成29 年度末 時点
成年後見人等の 受任件数	1,833	1,656	1,590	1,453	1,398

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課『成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果』

【現状に対する分析】

- ❖ 市民後見人養成研修の養成（修了）者21,476人に対して、実際に受任しているのが1,716人、すなわち研修修了者の12.5人に1人（8.0%）が受任という結果です。
- ❖ これに法人後見の支援員2,375人（11.1%）、日常生活自立支援事業の生活支援員2,881人（13.4%）として活動している人を加えると、修了者の3人に1人（32.5%）が、研修を受講したことで活動に結びついているという結果になります。
- ❖ これらの数値だけをみると、「（受任率8.0%では）養成した割に受任が進んでいない」とか、「成年後見制度の利用が進んでいないのではないか?」とか、「せっかく養成するのに活動に結びついていない。残りの3分の2の人（14,504人）は何もしていないのではないか?」というマイナスな評価になりがちです。しかし、こうした数字のみによる評価はミスリードにつながります。
- ❖ 昨年度行われた、市民後見人養成研修修了者のその後の活動状況を調べる「市民後見人活躍状況調査」では、研修修了によってその後の活動につながったか否かに関わらず「研修を修了したことで地域を見る目や意識がどう変わったか」「地域で課題と感じていること」を、修了者自身に質問しています。
- ❖ その結果、その後の活動につながったか否かに関わらず、「地域を見る目が変わった」「自分事として考えるようになった」「行政がここまで市民後見をはじめとする権利擁護の取り組みをしていることを知らなかった」「地域の人たちにそのことが知られていないのではないか」といった回答が得られています。

その詳細については、昨年度の調査報告書【資料編】（143頁～）をご確認ください。
- ❖ 定量的調査によって数値として現れる、目に見える結果以外にも、こうした研修を行い続けることには、受講者を通じて「地域の権利擁護意識の醸成」に役立っているという、副次的効果があることが分かります。「行い続ける」ということが大事なのです。研修を行う市町村等の側からすれば、そうした効果を意識した研修運営や、市民に対する周知が求められることになります。
- ❖ 年によって増減はありますが、コロナ禍においても毎年約2千人単位で、地域に高い権利擁護意識を持った市民が、すでに約2万人強もわが国には創出されているという視点をもつことが重要です。こうした地域の人材は、わが国のかけがえのない社会資源です。その活動の範囲は、市民後見人や法人後見の支援員、生活支援員になることだけに限りません。市民後見人養成研修を修了された方々が、現にさまざまな活動をされていることも明らかになっています（前掲報告書、35頁～）。

【現状把握の必要性】

- ❖とはいえ、養成研修修了者の約3分の2にあたる14,504人の人たちが、たとえ他の地域活動を行っているからとはいえ、研修に関連した活動に結びついていないとすれば、それは研修を実施、委託した市町村が、せっかく養成した市民をデッドストック化していることとなります。その状態を放置しては、行政の不作為を問われても仕方ありません。
- ❖前掲調査で「他の地域活動を行っている」と回答した人の63.3%、「特に活動していない」と回答した人の69.7%が、「市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援を引き受けてみたいと思いますか」という問いに対して、「引き受けてみたい」との意向を示しています（前掲報告書、38頁）。
- ❖そのことはつまり、養成研修修了者で研修に関連した活動に結びついていない人たちのなかに、活躍意向が旺盛な市民が相当数存在していることを示しています。まずは研修を実施、委託した市町村において、その現状把握を行う必要があるでしょう。

【関係するスキーム、事業や人材を整理、再統合して考える必要性】

- ❖第二期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」の必要性、方向性などが示されています。その先には成年後見制度利用促進法第1条が「共生社会の実現」があります。

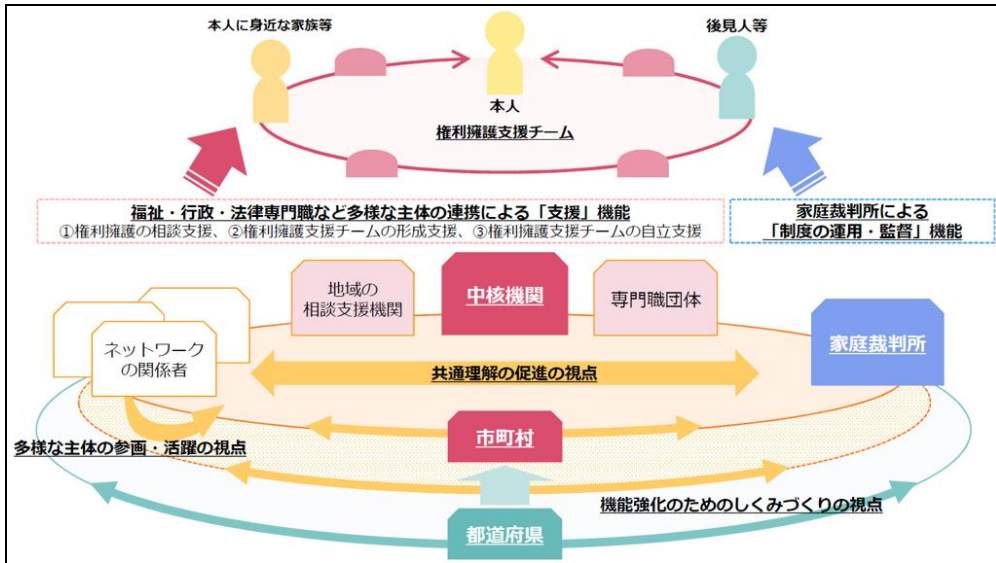
第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進



厚生労働省資料

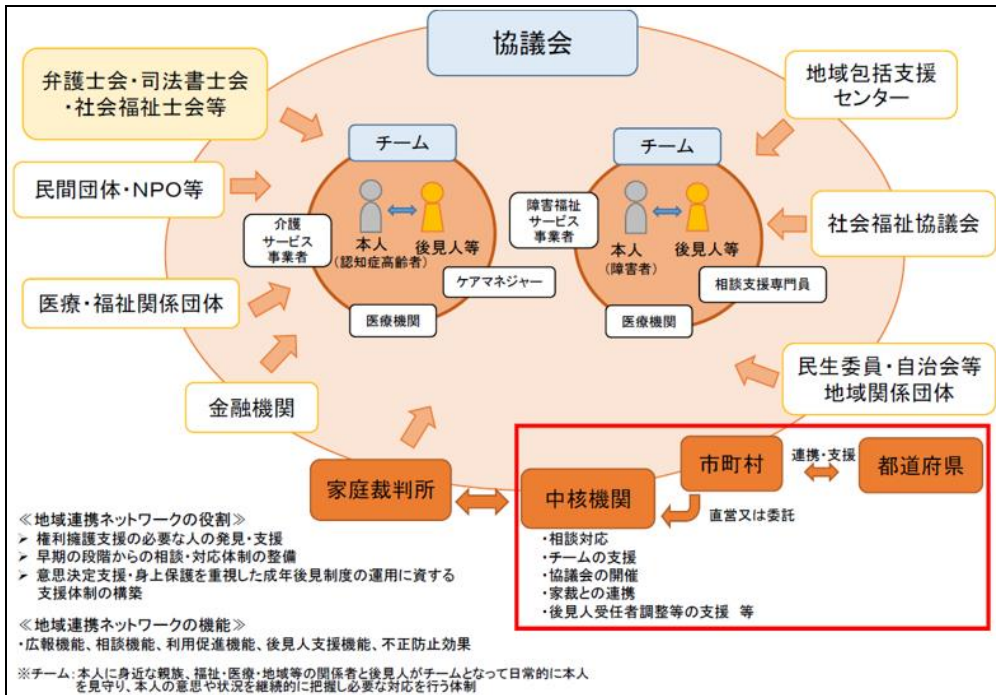
- ❖「地域連携ネットワーク」の絵も示されていますが、第一期計画の絵と第二期計画の絵とでは、中核機関—市町村—都道府県などを「多層的」に描いた点や、チームの構成ファクターの例示を「後見人等」と「本人の身近な家族等」に限り、第一期計画の絵にあった「サービス事業者」や「医療機関」「ケアマネ」等の例示を、おそらくあえて省いたであろうなどの点が異なります。チームに関係するのは事業者だけではないという意図が汲み取れます。

第二期計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ」



厚生労働省資料

第一期計画における「地域連携ネットワークのイメージ」

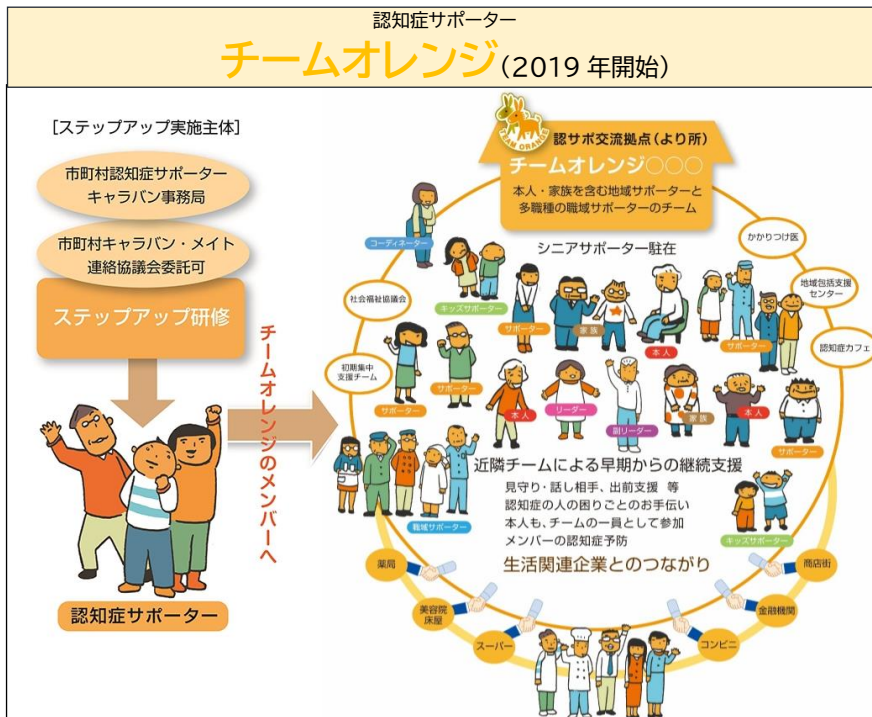


厚生労働省資料

❖また、イメージ図の名称をあえて「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」と、「権利擁護支援の」を付け加えている点にも、強い意志が伺えます。

何のためのネットワークなのかを、あえて言葉として明示したといえます。

❖同じ「チーム」の名を冠した仕組みとして、認知症施策のなかで展開されている「チームオレンジ」があります。活動意欲のある認知症サポーター等がチームを結成し、地域の生活関連企業などとともに、認知症の人やその家族を包摂する交流拠点としての役割が求められています。



全国キャラバン・メイト連絡協議会資料

❖ほかにも認知症施策のなかには「認知症初期集中支援チーム」や「認知症ケアチーム」など、「チーム」を冠したものがあります。認知症施策だけでもいくつかの「チーム」があげられるくらいですから、子ども支援、生活困窮者支援、障害者支援、認知症施策以外の高齢者支援などにも、それぞれの取り組みとして「チーム」があります。

❖実際に施策を行う市町村のなかには「チーム」疲れの感があります。各チーム同士、オーバーラップする部分もあれば、まったく位相を異にしている部分もあります。

❖第二期計画には「権利擁護支援チーム」の説明として、

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

…と、絵には示されていなかったチームの構成員の例示が示されていますし、「地域連携ネットワーク」も「権利擁護支援チーム」も、あらたに作り上げる必要はなく、地域の実情に応じて既存スキームを活用することが可能である旨の、国からの説明などもされていると承知しています。

❖しかし現実問題として、「ネットワークをどう作るのか」「チームをどう作るのか」という、市町村からの声が少なからず聞こえるということは、第二期計画の見直しに際して、権利擁護支援における「チーム」とは何か、「ネットワーク」とは何かを、あらためて問い直してみる必要があると思われます。

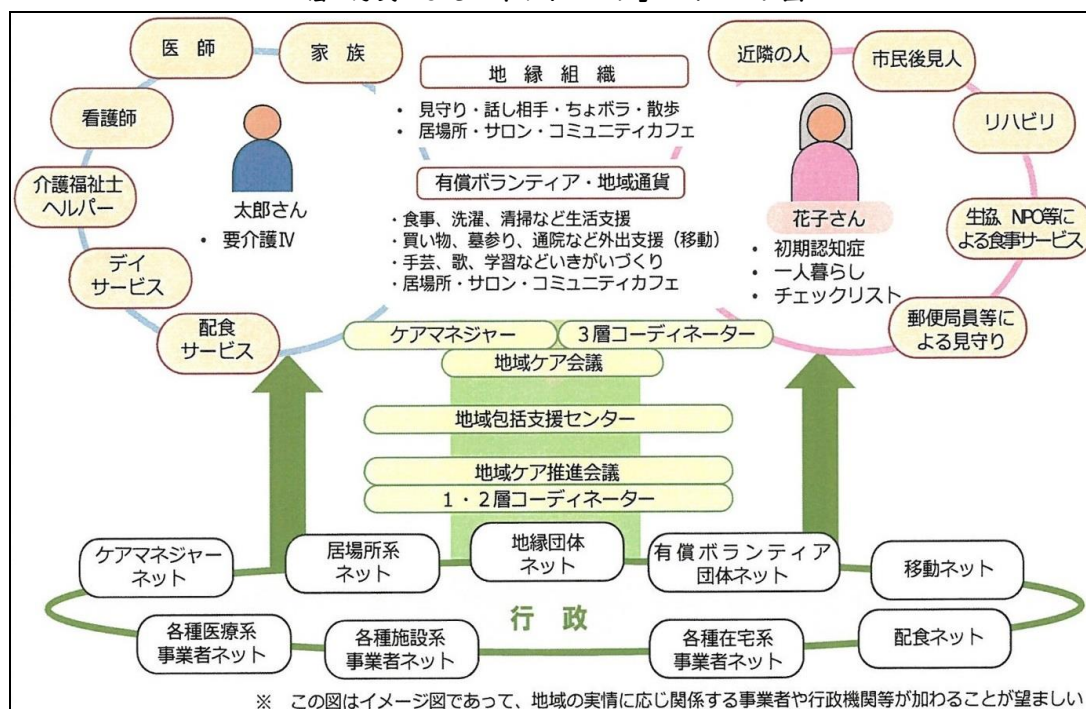
❖たとえば、チームオレンジのチーム員は、第二期計画に示す「意思決定に寄り添う人」になりえるのか。認知症本人に寄り添う「パートナー」役の方は、この場合の「寄り添う人」と準えることができるのか？ 言葉尻だけを捉えてみただけでは、整理のついていない部分があります。

❖さわやか福祉財団・永世名誉パートナーの堀田力氏は、第一期計画期間時に、次に掲げる「ネットワーク」を構想されています。

市町村内部の「多層的」なしくみとして、生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）をビルドインしている点や、本人を支える「チーム」としてボランティアや地縁組織、生活支援サービスや生活関連企業等の参画を構想している点が特徴的です。

また、その「参画者」として、リソースとして地域に既にある認知症サポーターによるネットワーク（「チームオレンジ」とは必ずしも限らない）を期待している点も、特徴としてあげられます。

堀田力氏による「ネットワーク」のイメージ図



※ この図はイメージ図であって、地域の実情に応じ関係する事業者や行政機関等が加わることが望ましい

出典：さわやか福祉財団「市民後見人による後見活動をどう広げるか」（『さあ、やろう』Vol. 12、2020.04）

ひとつの慧眼として参考に値すると思われませんが、このスキームを構築した市町村があるとは、寡聞にして聞いたことがありませんし、生活支援コーディネーターの仕組みと「地域連携ネットワーク」「権利擁護支援チーム」との関係性についても、まだ整理されてはいません。

❖すでに国においては、縦割りの施策に横串を刺す「重層的支援体制整備事業」などが取り組まれているところですが、上述してきたように、高齢者や認知症施策の分野だけとってみても、「地域連携ネットワーク」「権利擁護支援チーム」に込められた意図が、現場の施策の運用にまで溶け込んでいる＝横串が刺されているとは、まだいえない状況です。

- ❖ただ、こうして博搜してみると、すでに認知症施策においては「チームオレンジ」が、介護保険施策では「生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）」が、また地域共生社会の実現に向けてのあらゆる市民のセーフティネットとして「重層的支援体制整備事業」が取り組まれているところであり、細かな遺漏はあったとしても、市民後見人養成研修修了者の活躍促進を図るための施策基盤は整ってきているともいえます。子ども支援、生活困窮者支援、障害者支援の分野においても、高齢者支援と類似の施策メニューは、すでに整いつつあることでしょう。
- ❖今後の第二期計画の見直しや第三期以降の計画策定に向けては、こうした大局観の共有を、市町村及び中核機関、都道府県と、より一層図る必要があります。現在の市町村や都道府県、とりわけ本人と直接接する「現場」を持たない都道府県の担当者の困惑具合をみると、何のために「地域連携ネットワーク」を構築しないといけないのかという、課題意識の共有が優先事項かと思われます。
- ❖とはいえ実際に事業を行ううえでは、これまでみてきたように、各施策分野の事業メニューにおいて、何と何が「権利擁護支援のための権利擁護支援ネットワーク」や「権利擁護支援チーム」に外挿されえるのか、その場合の施策連携のあり方や連携を行ううえでの法的根拠をどこに求めるのか、といったことの検討が必要になってくるでしょう。
- ❖とりわけ「権利擁護支援」の対象者群として規模の大きい高齢者支援分野、とくに認知症施策との施策の整合性を図ることは、今後ますます重要になってくることと思われます。重層的支援体制整備事業の「重層的支援体制整備事業と高齢者向けの施策との連携について」（いわゆる連携通知）には、重層的支援体制整備事業と「一体的に実施する事業」の対象として、「一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業」と「生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）」があげられており、このほか「他機関協働」などの機関連携について記載されています。しかし、「権利擁護支援チーム」人材のリソースとなりうる「認知症サポーター」や、その活動を支える「認知症サポーター等養成事業（地域支援事業のその他事業）」「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（包括的支援事業（社会保障充実分）」などは示されていません。「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」という通知も発出されていますが、これは「既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するために、具体的な運用をお示し」したもので、「権利擁護支援チーム」人材のリソースにまで踏み込んだものではありません。
- ❖また、2000年の介護保険制度創設とともに、市町村事業として行われている介護サービス相談員（地域支援事業のその他事業）の活動などは、市民後見人や意思決定フォローと類似する部分もありますが、かならずしも市町村の成年後見利用促進主管部署や中核機関が、その動向を把握したり、関連づけて事業を行っていない現状があります。前掲連携通知に「認知症」という言葉は数か所出てきますが、「介護サービス相談員（旧称：介護相談員）」という言葉は、1か所も出てきません。

- ❖ こうした現状に鑑みると、市民後見人養成研修修了者の活躍推進の取組の促進を図る次なるフェーズとして、これまで出された重層的支援体制整備事業の「連携通知」を踏まえて、高齢者支援や障害者支援、こども支援などを所掌する国の各局原課において、どの事業の何という人材にどのような活躍をしていただきたいのか、とりわけ「権利擁護支援チーム」について、その考え方を示していただく応答の通知なり事務連絡（地方自治法における技術的な助言）を発出することが有効であると提言します。
- ❖ その人が市民後見人養成研修を修了していようが修了してまいが、その通知なり事務連絡が、市町村や中核機関、都道府県が「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」や「権利擁護チーム」を現場で運用していくための、「法的根拠」となるからです。新法制定や法律改正などと異なり、基本的には国の各局原課の所掌の範囲で行えることから、事務的負担もそれほどは大きくないはずです。
- ❖ 昨年度調査における、市民後見人養成研修修了者のマインドセットをみる限り、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」や「権利擁護支援チーム」の構築のために、約1万人弱の市民が、すでに「味方をする」旨と同等の回答をしています。あとは国を始めとした行政機関が「その声をどう掬うか」です。
- ❖ これまでみてきたように、市町村において行われている各種の事業はまだまだ縦割りのままです。「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」「権利擁護支援チーム」として再構築を図るためには、各事業間の関連性や人口減少が進む地域の人材リソースに関して、構造化して考えられてはいません。第二期計画の見直しを契機に、今後の課題としてさらなる検討を進めていく必要があると考えます。

2

今後の検討の視点

【応答の「通知」「事務連絡」に盛り込む内容の提言】

- ❖ 国という組織もそうですが、数年ごとの異動が伴う市町村、都道府県の現場において、誰が担当に異動してきたとしても、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」「権利擁護支援チーム」の実質的な運用ができるように、担当者レベルで「私は何をしたらよいのか」に関して、国から具体的な指針が示される必要があります。
- ❖ 昨年度調査などで得た現状をみる限り、前述の通り、第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るポンチ絵や、重層的支援体制整備事業における「連携通知」では、市町村や中核機関、都道府県がまったく「ピンときていない」状況があります。
- ❖ そこで検討すべきが、国の各局原課における通知なり事務連絡の内容の精査であると考えます。現時点で考慮すべき情報が少ないことを思量したとしても、また現時点で示すことがいささかミスリードになったとしても、国から次年度以降の検討の目途として、応答すべき内容の検討とその明示はマストであると考えます。
- ❖ また国の責務として、今後の施策展開に向けて、市町村行政の現場レベルで、具体的に例示できる取組を創出、準備しておく必要もあるでしょう。障害者権利条約への対応に関して、国際社会の目も注がれているにあって、留意すべき視点のひとつです。

【市町村が実現可能な事業スキームの検討】

- ❖ すでに介護サービス相談員と同様のしくみを障害分野で制度設計し、「権利擁護支援者」養成研修を行い、市独自で一体的な運用を図っている自治体もあります。
- ❖ そのような自治体から、事業実施スキームや運営ノウハウを学ばせていただき、どの市町村でも事業実施できるよう一般化したうえで、具体的な事業スキームや条例、実施要綱の雛形を提示することで、他市町村への横展開支援を行うための検討が必要です。
- ❖ また、こども支援分野においては、こども家庭庁の発足、あらたな子ども・子育て支援新制度の検討に伴い、介護サービス相談員と同様な、こども関連サービスの質的評価を行う事業スキームの、モデル検討が行われ始めたと仄聞しています。こうした動向も注視しながら、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」「権利擁護支援チーム」の実質的な運用に向けて、施策横断的により堅固な横串を刺す、普遍的な事業スキームのあり方の検討を進めていく必要があります。

参考資料

市民後見人養成のための基本カリキュラム

研究会資料

『養成テキスト』送付状／研修会案内

改定

市民後見人※ 養成のための基本カリキュラム

※ここでいう「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター・意思決定サポーター等）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習+レポート作成）
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 25 単位 / 1500 分

◆市民後見概論 1.5 単位 / 90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 <small>※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業含む</small>	1.5 単位	90 分

◆意思決定支援 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	意思決定支援	意思決定支援	3 単位	180 分

◆対象者理解 5 単位 / 300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分

◆成年後見制度の基礎 3.5 単位 / 210 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		成年後見制度利用促進	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) (Ⅰ) 5 単位 / 300 分 (Ⅱ) 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律(Ⅰ) ((当該市町村・地域の取組現状))	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13		高齢者施策 / 高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策 / 障害者虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1 単位	60 分
16	関係制度・法律(Ⅱ)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1 単位	60 分
17		公的医療保険制度	0.5 単位	30 分
18		年金保険制度	0.5 単位	30 分
19		税務申告制度	0.5 単位	30 分
20		消費者保護	0.5 単位	30 分

※都道府県など広域で研修実施の場合、市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること

◆市民後見活動の実際 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1単位	60分
22		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

実践研修 14単位/840分 +11単位（体験実習・レポート作成）

◆対人援助の基礎 2.5単位/150分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 ※権利擁護の理念を含む	2.5単位	150分

◆体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5単位	約1日

◆家庭裁判所の役割 1.5単位/90分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分

◆成年後見の実務 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300分

◆課題演習(グループワーク) 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	—
32	レポート作成③	市民後見人像(どんな市民後見になりたいか)	1単位	—

補講※ 2単位/120分

※都道府県など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状 (2単位/120分)	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
34		障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
36		社会資源	0.5単位	30分

『市民後見人養成テキスト』改訂及び市民後見人の活躍推進に関する研究会
(第1回)
議事次第

日 時:令和5年12月8日10時～12時
(オンライン開催)

1. 議 事

- (1) 『市民後見人養成テキスト』の改訂について ▶ 資料1
- (2) 市民後見人(養成研修修了者)の活躍促進策について ▶ 資料2
- (3) 討議

<資料一覧>

- 【資料1】『市民後見人養成テキスト』の改訂について
- 【資料2】市民後見人(養成研修修了者)の活躍促進策について
- 【参考資料1】『市民後見人養成テキスト』(改訂ゲラ)
- 【参考資料2】「市民後見人による後見活動をどう広げるか」(『さあ、やろう』Vol.12、2020.04)

<ミーティングリンク>
Zoomミーティング
<https://us06web.zoom.us/j/83182782056?pwd=yg0asNGxBF4JQ9cN3pFRMKEksb9X2b.1>

ミーティングID:
831 8278 2056

パスコード:
759052

『市民後見人養成テキスト』改訂及び市民後見人の活躍促進に関する研究会
委員名簿

有識者	★:座長
永田 祐 *	同志社大学社会学部教授
三士(会)	
水島 俊彦	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事
地方公共団体	
安藤 亨	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長
岡本 由美子 (代理出席:広田 稜)	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長 (同課 主査)
中核機関・権利擁護センター等	
小佐波 幹雄	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 事務局長・伊賀地域福祉後見サポートセンター
谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター(芦屋市社協・PASネット) 所長

(オブザーバー)

- 老健局 認知症施策・地域介護推進課
- 社会援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
- 社会援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
- 最高裁判所 事務総局 家庭局
- 東京大学 地域後見推進プロジェクト

本日ご議論いただきたい事項

1 『市民後見人養成テキスト』の改訂について

- 『テキスト』の活用支援策について。
PDFデータをホームページアップするほか、
できるだけ多くの市民後見等の事業を行う方々に利用していただける
活用方途(アイデア)があればご教示いただきたい。
- 次期改訂に向けたご意見。
こうした講義コマ(やテキスト部分)はいらぬとか、新たに加えたほうがよいなどの
ご意見があれば、ご教示いただきたい。

2 市民後見人(養成研修修了者)の活躍促進策について

- 市民後見人(養成研修修了者)の活躍促進策として、認知症施策
(特にチームオレンジ)や介護保険施策(特に生活支援体制整備構築(生活支援コーディネーター)事業)
と紐づけて活躍の場の促進を図ることについて、
ご意見をいただきたい。
- 事業に関わっている皆さまからみて、施策の親和性や如何？

おさらい 昨年度の報告内容

昨年度のお題：「市民後見人養成のための基本カリキュラム」の改定

1.
どのような人材を育成したいのかを明確にし、それを受講者に伝える
研修を主催する側が、
まずどのような権利擁護支援人材を育成したいのかのビジョンを明確にする。

2.
受講者の意向を聞く
受講者や研修修了者の意向を聞く機会を設け、
希望や適性などを見極める。

3.
研修受講後の活動の仕組みとセットで考える
研修修了後、修了者が地域での
様々な権利擁護活動に関わることができるような仕組みを考える。

4.
研修修了後のアフターフォローも明確に伝える
研修修了後の活動意欲を維持向上させるため、
修了者の連絡会や勉強会の開催等を検討し、修了者に周知する。

5.
「地域の権利擁護意識の醸成」を意識した研修を
本研修の実施が「地域の権利擁護意識の醸成」に寄与しているという自覚を持つ。

資料1

1 『市民後見人養成テキスト』の改訂について

2023年3月改定「市民後見人※養成のための基本カリキュラム」

資料1

合計50単位 = 39単位(講義・実務・演習) + 11単位(体験学習+レポート作成)
補講を行う場合52単位 ※1単位=60分

※ここでいう「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち(法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター、意思決定サポーター等)が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

基礎研修 25単位/1500分

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	市民後見の基礎 1.5単位/90分			
1	市民後見概論	市民後見概論	1.5単位	90分
◆	意思決定支援 3単位/180分			
2	意思決定支援	意思決定支援	3単位	180分
◆	対象者理解 5単位/300分			
3	対象者理解	高齢者の理解	1単位	60分
		認知症の理解	1.5単位	90分
		障害者の理解	2.5単位	150分
◆	成年後見制度の基礎 3.5単位/210分			
4	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5単位	90分
		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1単位	60分
		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5単位	30分
		成年後見制度利用促進	0.5単位	30分
◆	民法の基礎 2単位/120分			
5	民法の基礎	家族法	1単位	60分
		財産法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅰ) 5単位/300分			
6	関係制度・法律(Ⅰ) (当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5単位	90分
		介護保険制度以外の保健福祉施策	1単位	60分
		高齢者虐待防止法	0.5単位	30分
		障害者施策/障害者虐待防止法	1単位	60分
		障害者権利条約・障害者差別解消法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅱ) 3単位/180分			
7	関係制度・法律(Ⅱ) (当該市町村・地域の取組現状)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1単位	60分
		公的医療保険制度	0.5単位	30分
		年金制度	0.5単位	30分
		税務申告制度	0.5単位	30分
		消費者保護	0.5単位	30分
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること				
◆	市民後見活動の実際 2単位/120分			
8	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制 現役市民後見人による実践報告	1単位	60分
			1単位	60分

実践研修 25(27補講)単位

/840(960補講)分+11単位(体験実習+レポート作成)

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	対人援助の基礎 2.5単位/150分			
9	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2.5単位	150分
◆	家庭裁判所の役割 1.5単位/90分			
10	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分
◆	成年後見の実務 5単位/300分			
11	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300分
◆	課題演習(グループワーク) 5単位/300分			
12	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分
◆	体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分			
◆	レポート作成 3単位/1日半+30分			
13	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
	体験実習③	施設実習	5単位	約1日
	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-
	レポート作成③	市民後見人像	1単位	-

※赤字が新規原稿部分

◆	補講	当該市町村・地域の取組現状	2単位/120分	
		介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		障害者施策・障害者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
		社会資源	0.5単位	30分

※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講

改訂にあたり造本デザインを刷新

資料1

◆造本体裁：A4判・並製・無線綴じ、表紙4C・中面1C、総548頁超（予定）

【改定版の表紙イメージ】



改訂にあたり造本デザインを刷新

資料1

【本文組見本】

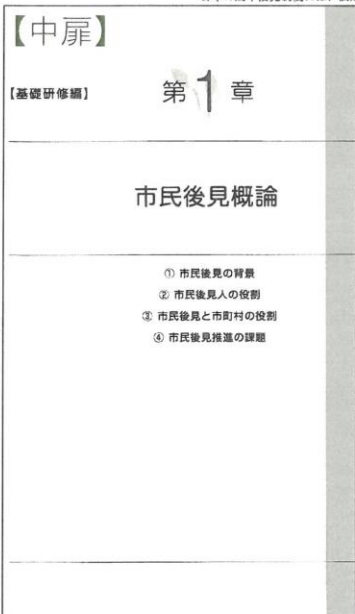
① 市民後見人の背景

1 市民後見の背景

1 歴史的背景

(1) 成年後見制度の施行～親族者・準親族者宣告制度から成年後見制度へ

日本の成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。それ以前は、民法に基



づくことからの、本家制度を必要とする人が利用に

も制限されていた。

民法改正で、禁治産は「後見」、単禁治産は「保護」と改

められた。認知症や障害のため判断能力が十分に

ない、預貯金の管理、家賃・公共料金の支払いなどの財産管

理施設入所などに関する契約など、本人の自己決定を尊重

して創設された。

また、同年、民法の特例法として「任意後見契約に関する

法」が制定された。本人が自己決定能力のある間に、将来の判断能力低下

が代理する内容を自ら定め、本人と受任者との間で任意

後見契約を締結し、本人の自己決定を尊重して創設された。

また、同年、民法の特例法として「任意後見契約に関する

法」が制定された。本人が自己決定能力のある間に、将来の判断能力低下

が代理する内容を自ら定め、本人と受任者との間で任意

これに対し成年後見制度は、「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」「自己決定の

尊重」などを基本理念に据え、本人の保護との調和を図ることとしている。

成年後見制度は、たとえ判断能力の低下がみられても、本人の代弁を通じて、本人の生

活の継続・向上ならびに自己決定・自己実現をサポートしていくことを、その哲学として

いる。これは介護保険の基本理念「自立支援」と多岐をともにするものである。

このように、成年後見制度は、本人の保護との調和を図ることとしている。

成年後見制度は、たとえ判断能力の低下がみられても、本人の代弁を通じて、本人の生

活の継続・向上ならびに自己決定・自己実現をサポートしていくことを、その哲学として

いる。これは介護保険の基本理念「自立支援」と多岐をともにするものである。

このように、成年後見制度は、本人の保護との調和を図ることとしている。

成年後見制度は、たとえ判断能力の低下がみられても、本人の代弁を通じて、本人の生

活の継続・向上ならびに自己決定・自己実現をサポートしていくことを、その哲学として

いる。これは介護保険の基本理念「自立支援」と多岐をともにするものである。

このように、成年後見制度は、本人の保護との調和を図ることとしている。

成年後見制度は、たとえ判断能力の低下がみられても、本人の代弁を通じて、本人の生

活の継続・向上ならびに自己決定・自己実現をサポートしていくことを、その哲学として

いる。これは介護保険の基本理念「自立支援」と多岐をともにするものである。

このように、成年後見制度は、本人の保護との調和を図ることとしている。

成年後見制度は、たとえ判断能力の低下がみられても、本人の代弁を通じて、本人の生

活の継続・向上ならびに自己決定・自己実現をサポートしていくことを、その哲学として

いる。これは介護保険の基本理念「自立支援」と多岐をともにするものである。

表1 成年後見関係事件申立件数の推移

年度	後見開始	保護開始	補助開始	任意後見監督人選任
平成12年度	7,451	884	621	51
平成13年度	9,297	1,043	645	103
平成14年度	12,745	1,521	737	147
平成15年度	14,462	1,827	806	192
平成16年度	14,532	1,887	784	243
平成17年度	17,910	1,968	945	281
平成18年度	29,380	2,030	858	360
平成19年度	21,297	2,298	967	426
平成20年度	22,532	2,539	847	441
平成21年度	22,383	2,337	1,043	534
平成22年度	24,435	3,376	1,187	602
平成23年度	25,805	3,708	1,144	645
平成24年度	28,472	4,268	1,264	695
平成25年度	28,040	4,510	1,262	716
平成26年度	27,615	4,806	1,314	726
平成27年度	27,521	5,065	1,360	816
平成28年度	26,836	5,325	1,297	791
平成29年度	27,788	5,758	1,377	804
平成30年度	27,989	6,297	1,498	784
令和元年度	26,476	6,745	1,090	740
令和2年度	26,367	7,630	2,600	738
令和3年度	26,052	8,178	2,795	784
令和4年度	27,988	8,200	2,652	873

※「令和4年度後見関係事件の状況」（裁判所のホームページ）による ※平成22年度より、裁判所により1月から12月の12ヶ月の1年単位で発表

「誰に」「何を」頼んだか

資料1

◆新規原稿

◆市民後見の基礎 1.5単位/90分

1 市民後見概論 市民後見概論 1.5単位 90分

日常生活自立支援事業

成年後見制度利用促進室

市民後見人を始めとした権利擁護支援での市民の活躍

安藤 亨 委員

◆意思決定支援 3単位/180分

2 意思決定支援 意思決定支援 3単位 180分

水島 俊彦 委員

◆関係制度・法律（Ⅰ） 5単位/300分

6 関係制度・法律（Ⅰ） 障害者権利条約・障害者差別解消法 1単位 60分

又村 あおい
@全国手をつなぐ育成会連合会
常務理事兼事務局長

◆関係制度・法律（Ⅱ） 3単位/180分

7 関係制度・法律（Ⅱ） 消費者保護 0.5単位 30分

生水 裕美
@第5期消費者教育推進会議 委員
/元 野洲市市民部次長・消費生活センター所長

「誰に」「何を」頼んだか

資料1

◆既存部分の著者等による改訂チェック

◆市民後見の基礎 1.5単位/90分

1 市民後見概論 市民後見概論 1.5単位 90分

東 啓二
@東京大学 地域後見推進プロジェクト

◆対象者理解 5単位/300分

3 対象者理解 高齢者の理解 1単位 60分

高橋 龍太郎
@元地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
研究所 副所長

◆成年後見制度の基礎 3.5単位/210分

4 成年後見制度の基礎 成年後見制度概論 1.5単位 90分

成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度 1単位 60分

成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度 0.5単位 30分

高村 浩@弁護士/個人情報保護委員会 委員

成年後見制度利用促進 0.5単位 30分

成年後見制度利用促進室

◆民法の基礎 2単位/120分

5 民法の基礎 家族法 1単位 60分

財産法 1単位 60分

飯間 敏弘
@東京大学 大学院教育学研究科
特任助教 ※別冊『家族法』『財産権』も担当

◆関係制度・法律（Ⅱ） 3単位/180分

7 関係制度・法律（Ⅱ） 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度 1単位 60分

保護課@社会・援護局

◆家庭裁判所の役割 1.5単位/90分

10 家庭裁判所の役割 家庭裁判所の実況 1.5単位 90分

最高裁判所 事務総局家庭局第二課家事手続第二係

	初校	再校		初校	再校
第1章	○	○	第8章	○	○
第2章	○	○	第9章	○	○
第3章	○	○	第10章	○	○
第4章 成年後見制度概論/各論	○	○	第11章 成年後見の実務		
成年後見制度利用促進	○	○	第12章	○	○
第5章	○	○	第13章	○	○
第6章 介護保険制度/介護保険制度以外の 保健福祉施策/高齢者虐待防止法/ 障害者施策/障害者虐待防止法	○	○	補講	○	○
障害者権利条約・障害者差別解消法	○			初校	再校
第7章	○	○	別冊『家族法』	○	○
			別冊『財産法』	○	○

活用支援・普及策

◆活用支援◆

作成した『市民後見人養成テキスト』は、
弊所ホームページにアップし、
無料ダウンロードできるようにします。

◆普及策◆

全国の市町村・都道府県に送付予定。
※『テキスト』の活用意図・方法を記した鏡文を添付。

c2p 地域共生政策自治体連携機構
Community Based Cooperation Policy Alliance of Local Governments

社会IQP > IQP > 市民後見人養成テキストダウンロード



資料2

2 市民後見人(養成研修修了者)の活躍促進策について

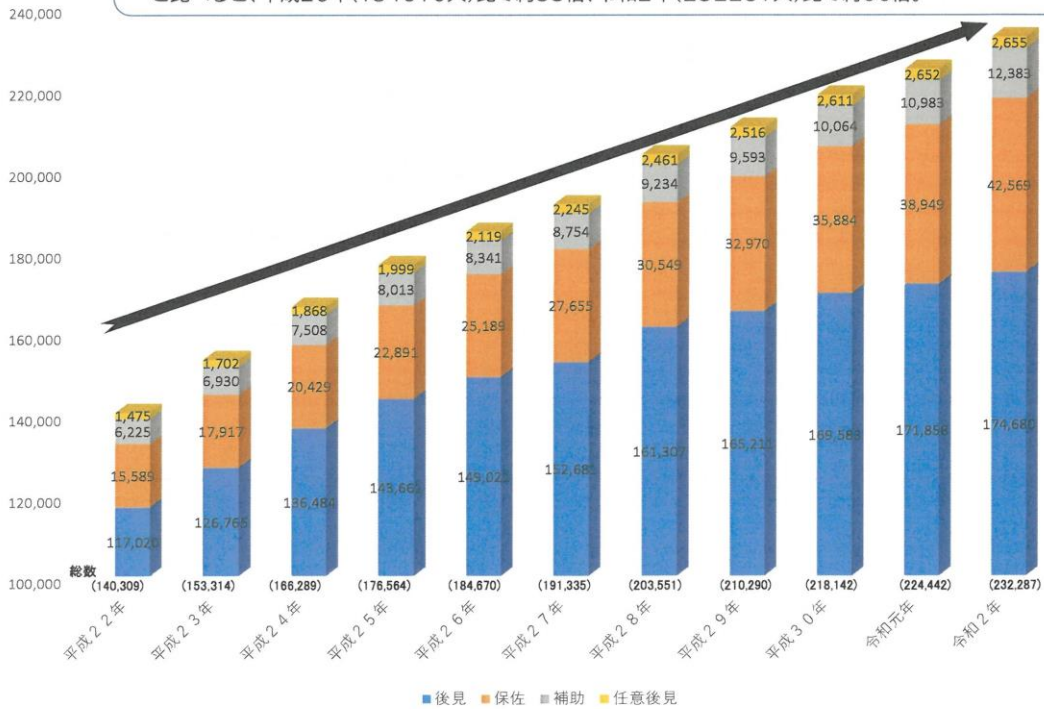
活躍策を考えるにあたっての基本情報

成年後見制度の利用者数

資料2

成年後見制度の利用者数

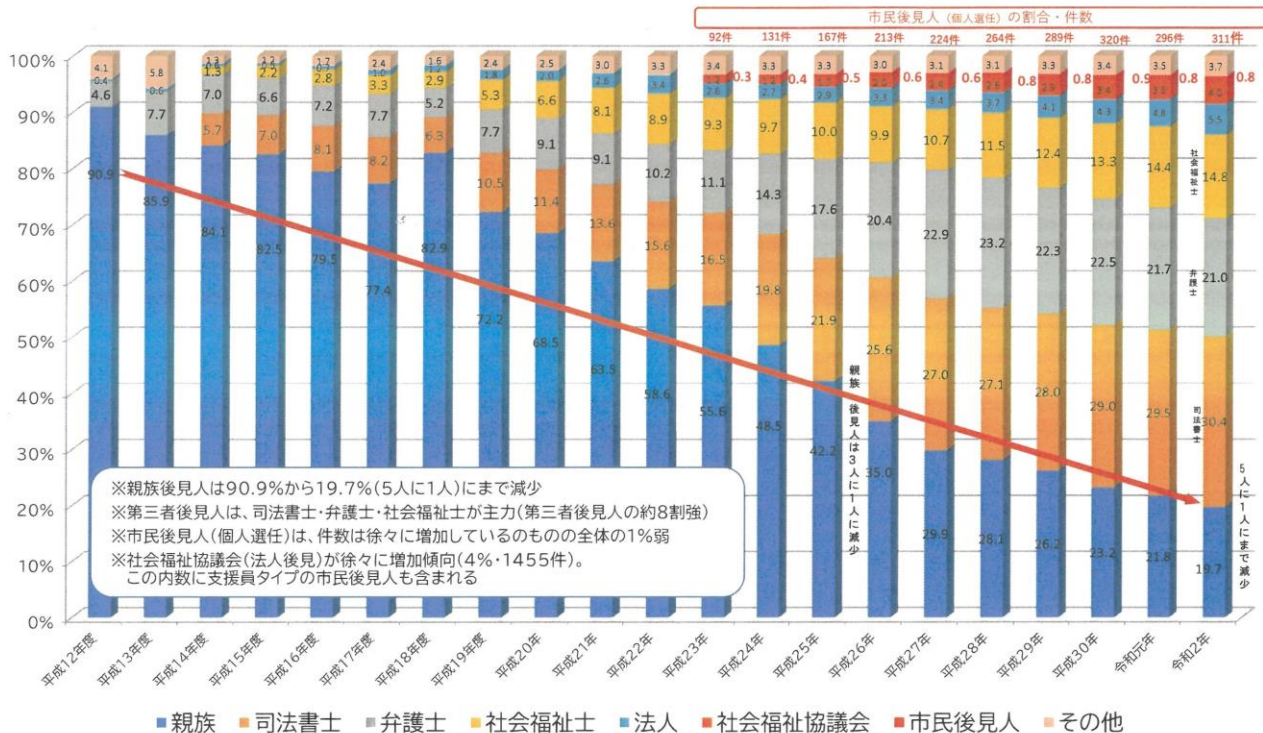
※成年後見制度の利用者数は、統計を取り始めた平成22年から年間約1万件ペースで増加。
 ※制度施行当初(平成12年度)の認容件数3512件(後見2980件・保佐240件・補助272件・任意後見20件)と比べると、平成26年(184670人)比で約53倍、令和2年(232287人)比で約66倍。



成年後見関係事件 成年後見人、保佐人または補助人に 選任された者の割合・件数の推移

資料2

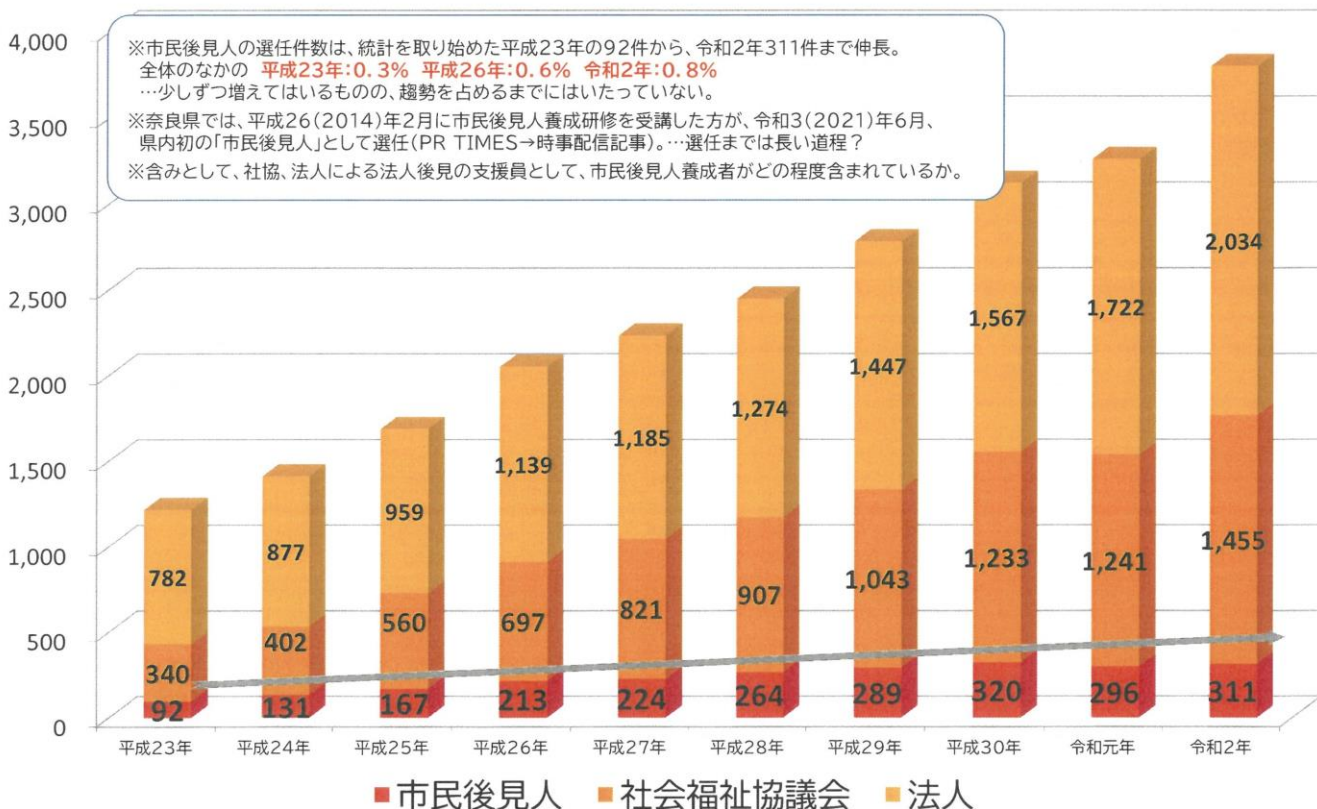
成年後見関係事件 成年後見人、保佐人または補助人に選任された者の割合・件数の推移



市民後見人の養成は進んでいる？ いない？

資料2

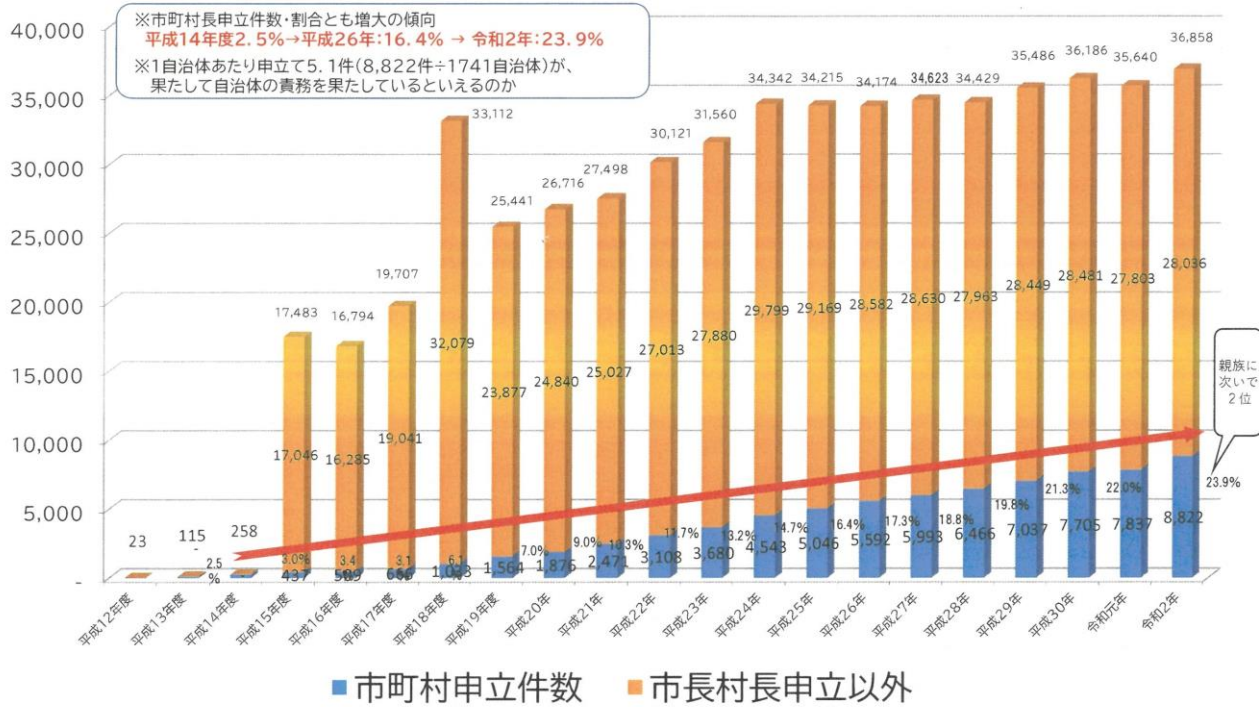
市民後見人、社会福祉協議会、法人の選任件数の推移



市町村長申立の伸長は？

資料2

市町村長申立件数・申立割合の推移



親族に次いで2位

市民後見人への期待の真意は？

資料2

◆専門職(士業)の人数

人数	選任数
	平成26年
司法書士 (2015年4月1日現在、日本司法書士会連合会調べ)	21,685人 8,716 (25.6%)
弁護士 (2014年3月31日現在、日本弁護士連合会調べ)	35,045人 6,961 (20.4%)
社会福祉士 (2014年3月31日現在、社会福祉士会調べ) ※登録者数は188,853人 (2015年4月末現在、社会福祉振興試験センター調べ)	35,945人 3,380 (9.9%)
行政書士 (2015年4月1日現在、日本行政書士会連合会調べ)	44,740人 835 (2.5%)
税理士 (2015年5月末現在、日本税理士会連合会調べ)	74,945人 64 (0.2%)
精神保健福祉士 (2015年4月末現在、社会福祉振興試験センター調べ)	68,975人 17 (0.0%)
合計	281,335人 合計 19,973 (58.6%)
	総数 (国民総人口) 34,067

仮定①
 2025年(平成37年)・認知症者730万人を、これら士業で支える(選任数も倍2万→4万になる)と仮定して、1人あたり約180人を支える計算。

仮定②
 これら士業に就く者が必ず成年後見人等になるとしても、1人あたり約30人を支える計算。

事実上、専門職後見人で支えるのは無理

市民後見人への期待

でも、市民後見の本領はそこ(不足する数を補う)ことではない!

市民後見人の養成及び活動状況

資料2

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課『成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果』

○ 市民後見人の養成者数、登録者数受任者数及び受任件数 ※()内は、養成者数に占める割合

・ 養成者数、登録者数、受任者数

	令和4年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
養成者数	21,476	18,004	16,923	16,003	14,140
登録者数	8,446 (39.3%)	6,853 (38.1%)	6,817 (40.3%)	6,999 (43.7%)	6,199 (43.8%)
成年後見人等の 受任者数	1,716 (8.0%)	1,577 (8.8%)	1,541 (9.1%)	1,430 (8.9%)	1,379 (9.7%)

・ 受任件数

	令和4年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
成年後見人等の 受任件数	1,833	1,656	1,590	1,453	1,398

- ▶ (コロナ禍においても)地域に高い権利擁護意識を持った市民が、毎年数千人単位で(累計約2万人)創出されているという視点が必要

市民後見人の養成及び活動状況

資料2

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課『成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果』

○ 市民後見人の受任に当たっての課題 ※()内は全1741市区町村に対する割合

	令和4年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
市民後見人の研修による知識が十分でない	82 (20.0%)	63 (17.0%)	213 (12.2%)	273 (15.7%)	207 (11.9%)
関係機関や専門職による支援体制が整っていない	85 (20.7%)	90 (24.3%)	301 (17.3%)	389 (22.3%)	333 (19.1%)
家庭裁判所との協議が進んでいない	71 (17.3%)	57 (15.4%)	186 (10.7%)	228 (13.1%)	201 (11.5%)
市民後見人本人が受任することに不安を感じている	199 (48.4%)	162 (43.7%)	220 (12.6%)	217 (12.5%)	186 (10.7%)
市民後見人の受任が適当であるケースが少ない	240 (58.4%)	191 (51.5%)			
養成講座受講人数が伸び悩んでいる	119 (29.0%)	118 (31.8%)			
その他の課題	66 (16.1%)	79 (21.3%)	185 (10.6%)	170 (9.8%)	150 (8.6%)

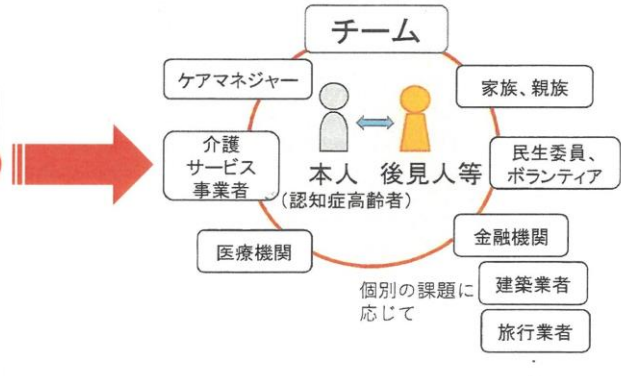
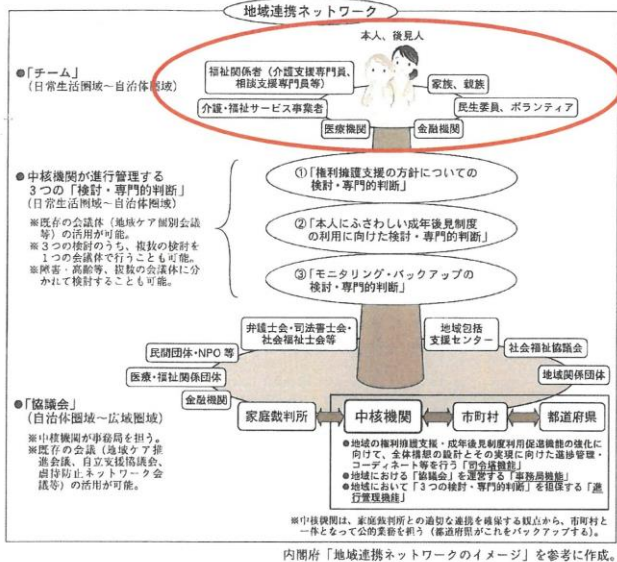
- ▶ 市民後見人養成研修を受けからといって、いきなり市民後見人になるのは難易度が高い？
- ▶ 市民後見人として活動することへの自信となる、地域でのキャリアアップシステムが必要

「チーム」「(地域連携)ネットワーク」のイメージ

資料2

＞国の資料では「チーム」について、「必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加する」ケースも少なくないと考えられる」……としています。

地域連携ネットワークにおける「チーム」「中核機関」「協議会」の連携イメージ
『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き』より



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

出典：「市民後見人による後見活動をどう広げるか」『さあ、やろう』Vol.12、2020.04

エリア：日常生活圏など

認知症施策との関係

資料2

たとえば...



【参考】『次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間取りまとめ(案)』
(2021.07.30「第9回成年後見制度利用促進専門家会議」)

権利擁護の支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

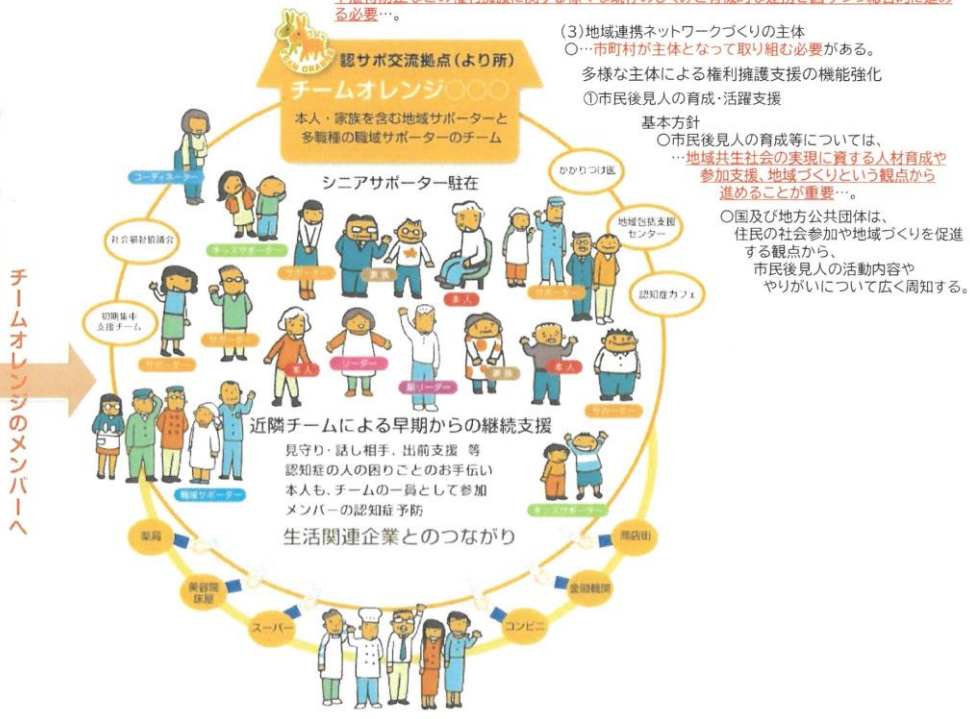
(2)地域連携ネットワークづくりの基本的考え方
○…制度による対応だけでなく、**住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要**…
○…地域連携ネットワークづくりは、**地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみと有機的な連携を図りつつ総合的に進める必要**…

(3)地域連携ネットワークづくりの主体
○…市町村が主体となって取り組む必要がある。
多様な主体による権利擁護支援の機能強化
①市民後見人の育成・活躍支援

基本方針
○市民後見人の育成等については、**…地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりという観点から進めることが重要**…
○国及び地方公共団体は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

【ステップアップ実施主体】

- 市町村認知症サポーターキャラバン事務局
- 市町村キャラバン・メイト連絡協議会委託可
- ステップアップ研修



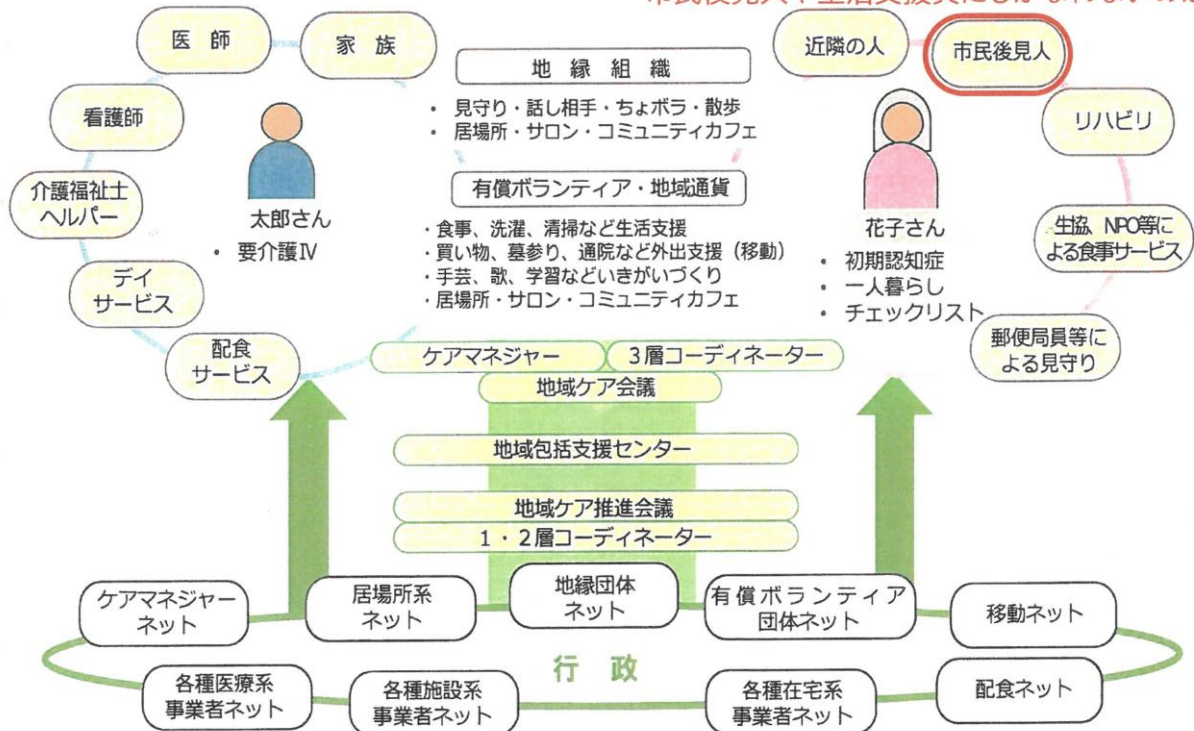
堀田力氏による「ネットワーク」のイメージ図

資料2

図2 ネットワークのイメージ図

さわやか福祉財団

【素朴な疑問】市民後見人養成研修修了者は、市民後見人や生活支援員にしかねないのか…



※ この図はイメージ図であって、地域の実情に応じ関係する事業者や行政機関等が加わることが望ましい

出典:「市民後見人による後見活動をどう広げるか」(『さあ、やろう』Vol.12, 2020. 04)

活躍促進策として提案するイメージ

資料2

【起・Step1】

高い権利擁護意識を持った市民が、毎年数千人単位で(累計約2万人も)創出されているという視点を提言。

【承・Step2】

しかしながら実際に成年後見人等の受任に至るのは、2千人に満たない現状にある。活躍意向が旺盛な市民をデッドストック化することは政策上の不作為である点を指摘。

【転・Step3】

すでに認知症施策においては「チームオレンジ」が、介護保険施策では「生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)」が、また地域共生社会の実現に向けてあらゆる市民のセーフティネットとして「重層的支援体制整備事業」が取り組まれているところであり、市民後見人養成研修修了者の活躍促進を図るための施策基盤は整っている点を指摘。

【結・Step4】

地域共生社会の実現のため、市民後見人養成研修修了者と各地域で行われている上記事業等との連携を喚起し、「権利擁護支援」前置主義に立ち、研修修了者の地域活動のキャリアアップ支援策を、当該地域の実情に応じて講じていくことを提言。

そのことを市町村、都道府県及び中核機関等が認識する必要がある。

当団体の「市民後見」関係経過

参考

年度	事項
平成23年度 (2011)	○市民後見人の養成カリキュラムの開発 (介護と連動する市民後見研究会『市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告』上梓)
平成24年度 (2012)	○『市民後見人養成テキスト』を作成(改訂を重ねて現在4版) ○市民後見推進モデル自治体研修会を開催(以後、平成28年度まで実施)
平成25年度 (2013)	○市民後見人活動調査(タイムスタディ) ○市民後見ヒアリング(12機関)
平成26年度 (2014)	○市民後見自治体調査(128モデル自治体) ○市民後見活動コード(市民後見人が担う範囲)表を作成
平成27年度 (2015)	権利擁護人材育成事業(基金事業)を活用した市民後見の推進に関する調査研究事業 提言:「認知症高齢者等にやさしい地域」の実現に向けた市民後見人活用の方向性 ①認知症の人の容態に応じた意思決定のための切れ目ないネットワーク ②要介護認定時に成年後見制度等による支援の要否判定を加える(要介護認定システムとの連動)
平成28年度 (2016)	成年後見制度の普及・利用促進を推進するための市区町村による広域連携の取組に関する調査研究事業 ○成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する全国調査 ○広域実施機関ヒアリング(4機関)

「中核機関」の設置は進んだか？

参考

日本経済新聞(2021年4月15日、前日に成年後見制度利用促進専門家会議の第1回WG)に
成年後見制度、支援整わず「中核機関」の設置、自治体の55%* どもり…との記事。

*961市区町村(R3見込)

この数字(55%、961市区町村)が
 「...どもり」と過小評価されるものなのか？



(2013年全社協調査でも180弱、当方調査でも同等の数値でした)
中核機関の設置は着実に進んでいると評価

市町村(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=898)

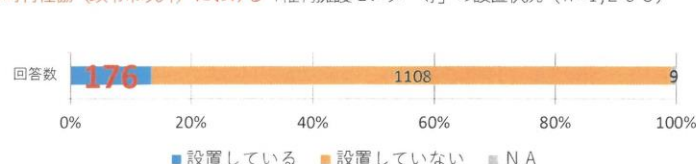


◆市町村(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=898)

	設置している	設置していない	NA	計
回答数	123	773	2	898
割合(%)	13.7	86.1	0.2	100.0

出典:全額社会福祉協議会「総合的な権利擁護体制の構築に向けて」2013.03

市町村社協(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況 (n=1,293)



◆市町村社協(政令市以外)における「権利擁護センター等」の設置状況(n=1,293)

	設置している	設置していない	NA	計
回答数	176	1108	9	1293
割合(%)	13.6	85.7	0.7	100.0

出典:全額社会福祉協議会「総合的な権利擁護体制の構築に向けて」2013.03

制度利用の地域差(1) 管内別市町村長申立比較

参考

◆家庭裁判所管内別
市長村長申立数が占める割合【全国比】
令和2年

全国比	管内	令和2年値	市町村申立数
1	東京	3.35	1234
2	大阪	1.79	661
3	横浜	1.71	630
4	千葉	1.29	474
5	さいたま	1.22	448
6	名古屋	0.81	298
7	岡山	0.74	273
8	神戸	0.73	269
9	静岡	0.69	254
10	広島	0.65	238
11	福岡	0.58	214
12	京都	0.53	197
13	熊本	0.52	190
14	福島	0.51	189
15	札幌	0.49	179

三大都市圏が占める

七大都市圏

◆家庭裁判所管内別
市長村長申立数が占める割合【管内比】
令和2年

管内比	管内	管内比	市町村申立数	管内総数
1	福島	48.59	189	389
2	山形	37.77	88	233
3	宮崎	37.10	161	434
4	熊本	36.82	190	516
5	松江	36.80	92	250
6	松山	35.88	127	354
7	青森	35.03	138	394
8	岡山	35.00	273	780
9	金沢	34.51	137	397
10	徳島	32.58	87	267
11	高知	31.60	73	231
12	釧路	30.65	103	336
13	佐賀	30.00	75	250
14	甲府	29.35	81	276
15	広島	29.24	238	814

岡山が盛ん

◆家庭裁判所管内別
1自治体あたり市長村長申立件数【管内比】
令和2年

管内比	管内	1自治体あたり申立数	市町村申立数	市町村数
1	東京	19.90	1,234	62
2	横浜	19.09	630	33
3	大阪	15.37	661	43
4	広島	10.35	238	23
5	岡山	10.11	273	27
6	千葉	8.78	474	54
7	京都	7.58	197	26
8	静岡	7.26	254	35
9	金沢	7.21	137	19
10	さいたま	7.11	448	63
11	神戸	6.56	269	41
12	松山	6.35	127	20
13	宮崎	6.19	161	26
14	新潟	5.93	178	30
15	山口	5.58	106	19

市町村長申立件数が多いのは都市部
(人口が多いのである意味当然)

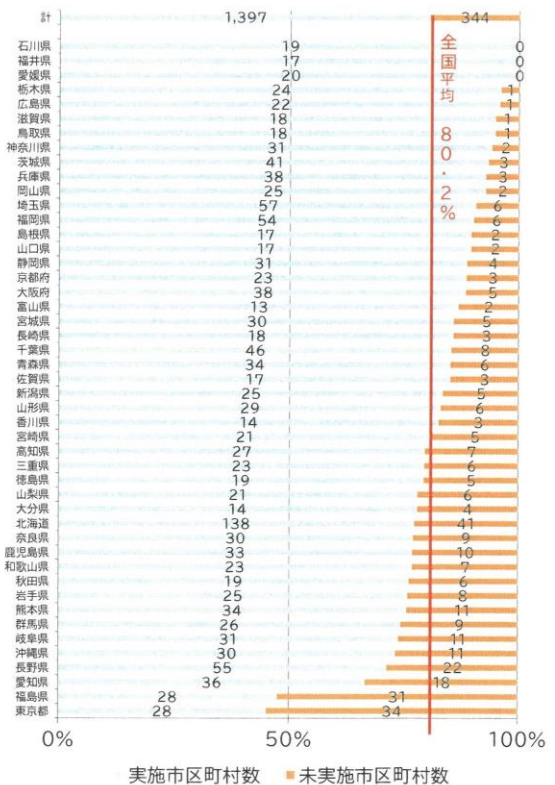
管内申立件数に占める
市町村長申立の割合が多いのは地方部
(親族関係、コミュニティがまだ残っている)

1自治体あたりの
市町村長申立件数が多い
(人口が多く自治体数が少ない管内が上位傾向)

制度利用の地域差(2) 成年後見制度利用支援事業(高齢者)

参考

都道府県名	実施率%	市区町村数	実施市区町村数	都道府県名	実施率%	市区町村数	実施市区町村数
北海道	77.1	179	138	三重県	79.3	29	23
青森県	85.0	40	34	滋賀県	94.7	19	18
岩手県	75.8	33	25	京都府	88.5	26	23
宮城県	85.7	35	30	大阪府	88.4	43	38
秋田県	76.0	25	19	兵庫県	92.7	41	38
山形県	82.9	35	29	奈良県	76.9	39	30
福島県	47.5	59	28	和歌山県	76.7	30	23
茨城県	93.2	44	41	鳥取県	94.7	19	18
栃木県	96.0	25	24	島根県	89.5	19	17
群馬県	74.3	35	26	岡山県	92.6	27	25
埼玉県	90.5	63	57	広島県	95.7	23	22
千葉県	85.2	54	46	山口県	89.5	19	17
東京都	45.2	62	28	徳島県	79.2	24	19
神奈川県	93.9	33	31	香川県	82.4	17	14
新潟県	83.3	30	25	愛媛県	100.0	20	20
富山県	86.7	15	13	高知県	79.4	34	27
石川県	100.0	19	19	福岡県	90.0	60	54
福井県	100.0	17	17	佐賀県	85.0	20	17
山梨県	77.8	27	21	長崎県	85.7	21	18
長野県	71.4	77	55	熊本県	75.6	45	34
岐阜県	73.8	42	31	大分県	77.8	18	14
静岡県	88.6	35	31	宮崎県	80.8	26	21
愛知県	66.7	54	36	鹿児島県	76.7	43	33
計	80.2	1,741	1,397	沖縄県	73.2	41	30



令和6(2024)年3月8日

市町村 権利擁護担当 各位
都道府県 権利擁護担当 各位

特定非営利活動法人
地域共生政策自治体連携機構
事務局長 石井 信芳

令和5年度老人保健健康増進等事業

『市民後見人養成テキスト』の送付について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当法人の運営にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、当法人では、厚生労働省補助金により『市民後見人養成テキスト』を作成いたしましたので、献本申し上げます。

本テキストは、昨年度改定された「市民後見人養成のための基本カリキュラム」(令和4年度老人保健健康増進等事業)に準拠して作成したものです。4月10日目途で当法人のホームページにもアップする予定ですので、ご活用いただければ幸いです。

なお、本テキスト及び「基本カリキュラム」の活用例や、活用の視点を学ぶ研修会のご案内を次葉以降にまとめましたので、関係部署や中核機関等に本紙をコピー等してご案内いただくとともに、ふるってご参加いただけると幸いです。

宜しく願い申し上げます。

謹白

記

1. 送付内容

『市民後見人養成テキスト』・・・1部

2. その他

『市民後見人養成テキスト』の電子媒体(全体版・各章ごとのPDF)は、4月10日目途で、当法人のホームページ(<https://jichitai-unit.ne.jp/network/>)に掲載予定です。



※トップページ下にある「市民後見人」バナーをクリックしてください。

※ID・PWが必要になりますので、当法人担当までお問合せください。

【問い合わせ】

特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構 (担当:北村)
〒162-0083
東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス 4 階
TEL:03-3266-1651 / FAX:03-3266-1670
E-Mail:c2p@network.email.ne.jp

基本カリキュラムを
参考に作成した

『市民後見人養成テキスト』
をお使いいただけます

各種カリキュラムの例

- ❖ 市民後見人養成研修を「基本カリキュラム」通りに行うと50時間という長丁場。
なかには2年かけて研修を行うところもあります。こうした大部な研修は、受講する市民にとっても不安です。
- ❖ これまで市民後見人養成研修の受講者というと退職者世代が中心でしたが、コロナ禍を経験して、オンラインやオンデマンド開催を行うところも現われたことで、就労世代で研修を受講したいという方が増えつつあります。
- ❖ 研修を主催する側からしても、さまざまな世代の方に無理なく段階的に受講していただく方途はないかという声もあります。
- ❖ そこで、さまざまな世代の方々に、さまざまな地域での権利擁護支援活動に関わっていただけるよう、基本カリキュラムを参考に、比較的短時間で受講しやすいカリキュラムを作成してみました。
- ❖ 研修を主催する市町村等の皆さんには、これらのカリキュラムを組み合わせるなどして、段階的な地域の権利擁護支援人材の育成を考えていただけると嬉しいです。

意思決定支援の入門講座(90分)

- 「基本カリキュラム」では「意思決定支援」科目を180分設けて、グループワーク形式のディスカッションを行うことを想定しています。
- いきなり長時間のワークは無理という方にも、「意思決定支援」の考え方に触れていただくための、より簡略化した短縮版カリキュラムです。
- まず導入で簡単にどんな研修かを説明し、「後見人等を対象とした意思決定支援研修」のロールプレイ動画を視聴、まずノーヒントで考えてもらい、何人かには発表もしてもらいます。
それを受けて「意思決定支援の原則（考え方）」について解説したところで事例検討を行っていただき、当該市町村の意思決定支援の取組を説明するというカリキュラムです。
- 単独の講座としても受講いただけますが、たとえば意思決定サポーターや市民後見人になることを検討している方のための入口講座（豊田市の事前説明会）的な開催を想定しています。
- オンライン（Zoomのブレイクアウトルーム機能等）でも受講できるようなカリキュラムの切り分けをしています。

内容	時間
意思決定支援とは ・どんな講座かの導入説明 ・ロールプレイ（動画視聴）	15分 導入3分 動画視聴2分 シキングタイム5分 発表数例5分
意思決定支援の原則（講義）	30分
事例検討（グループワーク） ・『ご本人らしい生き方にたどりつく意思決定支援のために』掲載事例から1つないし2つを選び、参加者同士でディスカッション	35分 自己紹介5分 検討25分 発表数例5分
当該市町村における意思決定支援の取組（講義）	10分

市民後見人を検討してみたい人向け

市民後見の入門講座(90分)

- 市民後見人に興味があるという方に、まずはわがまちの市民後見や権利擁護支援の活動を知ってもらおうというカリキュラムです。
- まずは当該市町村から市民後見やその他権利擁護支援の取組を説明し、「どんな方に市民後見人等になってもらいたいか」というメッセージを伝えます。その上で、中核機関等から具体的なサポート体制を説明してもらい、自分が市民後見人等になっても、サポートが得られることを理解していただき、市民後見人等になるにあたっての懸念材料等の払拭に努めます。
- 次に現役市民後見人等から実践報告をいただき、活動の具体的なイメージを形成します。より具体的なイメージを持っていただくために、できれば受講者と現役市民後見人等との質疑応答が行なえるように、座談会等の形式で行うことが望ましいでしょう。その場合は、オンラインではなく、対面形式での実施を検討します。
- こちらも単独の講座としても受講いただけますが、市民後見人になることを検討している方のための入口講座（本格的な市民後見人養成研修に進む）的な開催を想定しています。
- また上記した「意思決定支援の入門講座」とセット受講すると、（市民後見人バンク登録の前段階として）地域の権利擁護支援サポーターの人材バンクに登録されるなど、受講して終わりにせず、次の活動につなげていただくための支援策と合わせて考えるとよいでしょう。

内容	時間
わがまちの市民後見（講義） ・市民後見の取組 ・その他の権利擁護支援の取組	15分
中核機関等の実務と市民後見活動等に対するサポート体制（講義）	30分
現役市民後見人等による実践報告 （講義ないし座談会形式）	45分

より詳しい内容や、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」については、報告書を参照してください。



市民後見人養成研修修了者の声をそのままに、資料編としてまとめています。



親族後見人等のための

成年後見制度の入門講座(120分)+実務講座

- ▶ 生活上の必要などから、成年後見制度やその利用について興味があるという親族後見人等の方に、成年後見制度や関係制度について知ってもらおうというカリキュラムです。「基本カリキュラム」のなかから、成年後見制度に関する科目を重点的に学んでいただきます。
- ▶ 市民後見人の養成研修に、親族後見人等の一般市民の方々が、一部受講していただくイメージです。
- ▶ まずは成年後見概論として、大まかな制度の概要について説明を行い、制度に関する基本的な理解を得ていただきます。
より深い知識を得たいという方には、成年後見制度の各論Ⅰ・Ⅱの講座を受けていただくことが考えられます。その上で、当該市町村から成年後見利用促進や関係制度の取組等について簡便な説明を行い、親族後見人の支援等も行っていることを伝えます。
- ▶ より深く実践的なことを知りたいという方々には、「基本カリキュラム」の実践研修にある、成年後見の実務の受講などを実務講座としてご案内します。受講の際には、市民後見人となるために養成研修を受講している方との受講意図のバッティング（受講意図の相違による齟齬）がないよう留意します。
- ▶ 研修の過程で、市民後見人等の養成研修に親族として後見人をされている方も参加していただいていることが理解いただけている場合には、課題演習（グループワーク）のなかに入らせていただいて、当事者（親族）の視点を踏まえたワークを行っていただいても、研修による理解が深まると思います。
- ▶ また、親族後見を現に行っている方々の意向として、経験したことを社会に還元したいと思ったださる方が相当数いらっしゃいます。そうした意向に沿えるよう、親族後見人の方にも市民後見や地域の権利擁護支援等の活動に加わっていただけるように、それぞれの自治体に合った動線の構築が望まれます。

内容	時間
成年後見概論（講義）	90分
権利擁護支援と市町村責任（講義）	30分
+α 実務講座	
成年後見の実務（講義・実習形式）	300分

日常生活自立支援事業の

生活支援員養成講座(990分)

- ▶ 社会福祉協議会等が行う日常生活自立支援事業の生活支援員養成のための研修カリキュラムとして、「基本カリキュラム」のなかから関係する科目を抽出して重点的に学んでいただくカリキュラムです。
- ▶ 将来的に市民後見人となっていただく道も鑑みて、市民後見概論は受講していただき、意思決定支援については当座、入門講座の受講でも構わないという構えのカリキュラム構成としています。
- ▶ その上で、対象者理解や対象者に応じた関係制度・法律を学ぶカリキュラムを付置した構成となっています。
- ▶ また、当該市町村における権利擁護支援について、幅広く講義いただく内容としています。
- ▶ 実務についてはOJTを通じて経験を積んでいただき、市民後見人となるに当たっては、基本カリキュラムにある成年後見制度の基礎（3.5単位・210分）や民法の基礎（2単位・120分）、実践研修等を受講いただくイメージです。

内容	時間
市民後見概論（講義） ・当該市町村の日常生活自立支援事業の取組を中心に	90分
意思決定支援の入門講座	90分
権利擁護支援と市町村責任（講義）	30分
対象者理解	300分
関係制度・法律（Ⅰ）	300分
関係制度・法律（Ⅱ）	180分

各種サポーター講座との連携

- ▶ 当法人が行った令和4年度調査により、「認知症サポーター」養成講座や障害者に係る「あいサポーター」養成講座、またACP（アドバンスド・ケア・プランニング／人生会議）の勉強会などと絡めて、市民後見人の養成を行っていることが確認されました。
- ▶ 地域の方々にさまざまな地域活動に参画していただくためにも、こうした既存講座との連携を行い、地域の各種サポーターとして活動していただく、カリキュラムの有機的連携が望まれます。

『市民後見人養成テキスト』

及び「市民後見人養成のための基本カリキュラム」

の活用の仕方を学ぶ研修会を開催します

『市民後見人養成テキスト』及び「基本カリキュラム」の活用例や、活用の視点を学ぶ研修会を企画しました。市民後見人や地域の権利擁護人材を養成している自治体や中核機関等だけでなく、養成を検討している自治体、また養成も検討もしていない自治体でも参加は自由です。

少しでも興味のおありの方はお気軽にご参加ください。

予定日時：2024年7月19日（金）13時～ ※17時までには終了予定

開催形式：ハイブリッド形式（対面+Zoom）

予定会場：私学会館アルカディア市ヶ谷7階「琴平」

※会場参加は先着36名とさせていただきます。

※申込状況により会場を（都区内で）変更する場合がございます。

予定プログラム・講師（案）：

『地域における権利擁護意識の醸成（仮題）』

川端 伸子 前厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見利用促進室 専門官

『意思決定支援（仮題）』

水島 俊彦 成年後見制度利用促進専門家会議 委員

『“意思決定フォロワー”が描く未来（仮題）』

安藤 亨 愛知県豊田市 福祉部 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長

『「市民後見人養成テキスト」及び「基本カリキュラム」…活用の視点（仮題）』

北村 肇（特非）地域共生政策自治体連携機構 研究主幹

※テーマ・講師は変更となる場合がございます。

【 FAX：03-3266-1670 / （特非）地域共生政策自治体連携機構 】

事前申し込みフォーム ※事前申込締切：4月26日（金）※同様の内容を弊所までメールいただけると有難いです。

氏名	
肩書	
所属市町村名・ 中核機関等名	
メールアドレス	
電話番号等	

『市民後見人養成テキスト』改訂

及び 活躍推進に関する研究会

【構成メンバー】

有識者

★：座長

永田 祐 ★	同志社大学社会学部教授
--------	-------------

三士会

水島 俊彦	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事

地方公共団体

岡本 由美子	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長
安藤 亨	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長

中核機関・権利擁護センター等

小佐波 幹雄	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 事務局長・伊賀地域福祉後見サポートセンター
谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター（芦屋市社協・PAS ネット） 所長

（オブザーバー）

老健局 認知症施策・地域介護推進課

社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

最高裁判所 事務総局 家庭局

市民後見人養成テキストの改訂 及び 市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業 報告書

令和6(2024)年3月

発行：特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構

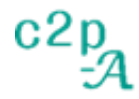
〒162-0083

東京都新宿区市谷田町2-17-15 市谷クロスプレイス4階

TEL:03-3266-1651

E-Mail:c2p@network.email.ne.jp

URL:<https://jichitai-unit.ne.jp/network/>



特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構